

避難所の運営ガイドライン (案)

平成28年〇月
内閣府（防災担当）

はじめに～被災者の健康を維持するために「避難所の質の向上」を目指す

阪神・淡路大震災では、約 31 万人が避難所生活をした。東日本大震災では、岩手、宮城、福島 の 3 県で約 41 万人、全国合計では約 47 万人が避難所生活をした。阪神・淡路大震災では避難所閉鎖までに 6 か月を要し、同じく、東日本大震災では、避難所閉鎖まで岩手県で 7 カ月、宮城県で 9 カ月を要した。原発事故で福島県双葉町の住民が避難した埼玉県加須市の避難所の閉鎖は 2 年 9 カ月後だった。

ひとたび災害が起こると、避難所は「住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所」となり、また「在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点」となる。しかし、東日本大震災では、避難所における「生活の質」には課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分であり、暖房は限定的であり、狭い空間での生活によって、多くの被災者が体調を崩す恐れと隣り合わせの生活であった。

阪神・淡路大震災以降、避難所の運営に関心が高まり、地域の主体的な活動を後押しする地方自治体による避難所運営マニュアルには有用なものが散見される。それらを参照し、自助・共助の取り組みを行っている地域や組織・団体等が存在する。一方、避難所運営の業務全体を俯瞰するガイドラインやマニュアルは未整備といえる状況にあった。

東日本大震災の教訓を受け、災害対策基本法が改正され、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」が策定された。本ガイドラインは、この「指針」に基づき、市町村が取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認し、災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、実施すべき対応（19 の対策項目）業務をチェックリスト形式でとりまとめたものである*。

市町村においては、本ガイドラインを積極的に活用し、地域防災計画や災害対応体制の構築・見直し、訓練や研修等の実施、発災時の対応の効率化・円滑化など、避難所の運営・管理体制の充実・強化に取り組んでいただきたい。

また、災害への事前の備えや災害応急対応等は、地域の実情や対策の取組状況等に応じて追加・修正することが必要であることから、市町村において本ガイドラインに記載されている項目を参考に、対応項目を事前に検討しておくとともに、災害発生時には状況に応じて、臨機応変に活用できるよう、状況の変化を想定した準備も進めていくことが望まれる。

* 「地方都市等における地震対応のガイドライン（内閣府平成 25 年 8 月）のとりまとめ形式を参照

避難所を開設するだけにとどまらず、その「質の向上」に前向きに取り組むことは、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる。発災後に取り組むことは当然であるが、発災前の平時からの庁内横断的な取り組みが欠かせない。併せて、被災者の健康を守るための人的資源の確保のために、「医療・保健・福祉分野」「ボランティア・NPO 団体」等、また、物的資源の確保のために「関係事業者団体」等と、平時より顔の見える関係を築くことも忘れてはならない。

■前提となる事項の理解

「質の向上」の考え方

避難生活については、あくまでも災害で住む家を失った被災者が一時的に生活を送る場所である。公費や支援を得ての生活であることから「質の向上」という言葉を使うと「ぜいたくではないか」という考えが浮かぶこともあり、そのような趣旨の指摘を受けることもある。しかし、ここでいう「質の向上」とは「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される「生活水準」とは全く異なる考え方であり、「ぜいたく」という批判は当たらない。

本ガイドラインは、避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指す。しかし、発災直後の初動期においては、いくら平時から備えを行ってきたとしても、避難者の健康を損なわないような支援が最初から実現するとは限らない。例えば、避難者の寝床を例にあげると、初動期は備蓄の毛布を提供するのが精いっぱい、応急期（発災から3日目までを想定）には、エアマットや段ボールなどを床に引く、復旧期（4日目以降）には、段ボールベッドを確保し、高さや健康に最低限必要な弾力性をもった寝床を用意することが期待される。時系列的に避難所環境の改善を目指さなければ、発災後においては、避難者の健康を維持することはかなわない。避難生活が長くなればなるほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に影響がでることによって、その後の社会復帰や生活再建を大きく阻害する要因となる。この例のように段階的にかつ確実に、避難者の質の向上を目指すことが、避難所の確保・運営のための支援・調整を担っている市町村の責務である。

東日本大震災においては、海外から多くの支援者が訪れた。我が国の応急・復旧の迅速さに称賛する声があった一方で、避難者の生活の質の確保については、世界の難民支援基準を下回るという指摘があったことは重く受け止めなければならない。阪神・淡路大震災以降、避難所の確保については、一定の進展が見られたと評価できるが、次の目標は、その「質の向上」である。

■参考 ■ スフィアプロジェクト

被災者にとって何が「正しい」支援なのか？被災者が安定した状況で、尊厳をもって生存し、回復するために、あるべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか。この国際的なプロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を「スフィア・ハンドブック」にまとめている。今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えると、参考にすべき国際基準である。

<http://www.janic.org/activ/earthquake/drr/sphere/>

■本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」（以下、取組指針）に記載された事項を具体的に説明するものです。大規模災害時の市町村災害対策本部の業務の中で、避難所の指定から解消まで、具体的な対策や準備を行う際に役立ていただくことを目的としています。

■本ガイドラインの使い方

避難所運営に関連する業務を 19 項目に分けて記載しました。市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し使用してください。

ポイント



平時より部局横断の取り組みが肝要

○各項を取り組む上で重要な視点について、「ポイント」として整理しています。この内容を踏まえ、具体的な取組みを実施してください。



避難所運営業務一覧

○避難所運営業務一覧にある各項目について、WBS*という手法を用いて整理をしています。避難所の指定から、避難所の解消までを、フェーズ（準備段階（災害発生前）、初動対応、応急段階、復旧復興段階）ごとに、活動内容をできるだけ細かく書き出し、「いつ誰が何をどのようにするべきか」を記載しています。

	項目番号	第 1 階層				いつ				第 2 階層							
		ID	何々	を	何々	準備段階	緊急期	応急期	復旧期	ID	誰々	が	何々	を	何々		
平時にやるべき業務	1		災害対策本部・避難所支援班	を	確保												
	2					◎					防災担当		庁内メンバー(防災、福祉、上下水道、・・・別表〇〇)の選定	を	実施		
	3					◎					防災担当		庁外メンバー(社協、NPO・・・)の選定	を	実施		
	4							◎					避難所支援班		災害対策本部内で避難所対策会議	を	実施
	5								○				避難所支援班		避難所対策会議には、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけ	を	実施
	6																
	7			各避難所で避難所運営委員会	を	設置											
	8						◎					防災担当		各避難所に運営委員会の確立	を	実施	
	9						◎					防災担当		避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で運営委員会の体制	を	実施	
	10								○				避難所運営委員会		女性がリーダーシップを発揮しやすい体制	を	確立
	11								○				避難所運営委員会		運営委員会定期会議	を	実施
	12								◎				避難所運営委員会		運営会議には、必要に応じてNPO、ボランティア等の支援者の参画の呼びかけ	を	実施
	13								○				災害対策本部		行政職員の応援要請	を	実施

*WBS（Work Breakdown Structure：作業分解構成図）は、プロジェクト全体を細かな作業（Work）に分解（Breakdown）した構成図（Structure）です。プロジェクト全体でやるべき作業を洗い出す際に役立ちます。



チェックリスト

- 避難所運營業務一覧の活動内容をチェックリスト形式で整理しました。各項目の活動内容が確実に実施されているか、チェックを行いながら業務を行ってください。
- このチェックリストの項目の中で、各地方公共団体において該当しない項目、不足する項目については、適宜修正し使用してください。

- ・「対策項目」の欄には、ガイドライン一覧表の項目を記載しています。
- ・「活動内容」の欄には、想定される具体的な活動内容を記載しています。
- ・「担当部署」の欄には、活動内容を担当する部署を記載してください。（複数可）
★：主担当、◎：担当、○：支援
- ・「指示したか」の欄には、各活動内容の実施について、関係部局や担当者に指示した場合にチェックを入れてください。
- ・「確認したか」の欄には、各活動内容が実施されたことを確認した場合にチェックを入れてください。
- ・「情報の入手元や伝達先等」の欄には、情報の入手元や伝達先、活動内容の実施に当たって協議や調整を行う相手方等の関係者を記載してください。
- ・「ポイント」の欄には、留意事項や参考となる資料がある場合、記載してください。

避難所におけるフェーズごとの避難所運営の流れ

大項目/中項目	項目	準備段階	初動(発災当日)	応急期 3日目まで	復旧期 1週間まで	復興期	
運営体制の確立	平時からやるべき業務	1. 避難所運営体制の確立	災害対策本部・避難所支援班を確保する 各避難所で避難所運営委員会を設置する 各避難所派遣職員の基本業務を確立する	●避難所支援班の立ち上げ ●避難所運営委員会の立ち上げ・運営本部長選出 ●避難所派遣職員の派遣	●災害規模に応じて、行政職員の応援要請		
		2. 避難所の指定	災害想定に応じた避難所を確保する 福祉避難所/スペースの確保を確保する 機能別避難所を検討する 指定避難所以外の避難所の対策を実施する 避難所用として確保すべき備蓄を実施する	●指定避難所の開設	●福祉避難スペースの確保 ●指定避難所以外の避難所の確認、支援	●福祉避難所の開設 ●避難所の集約・解消	
		3. 初動の具体的な事前想定	避難所における二次被災可能性の確認を実施する 必要な書式等を作成する 避難所運営マニュアルを作成する 避難所運営マニュアルを用いた訓練を実施する 発災直後にPUSH型で避難所に物資を送る体制を検討する 避難所の災害用トイレの配置・確保計画の策定を検討する	●マスコミ取材対応 ●災害規模に応じて、必要数の増減PUSH型での物資提供	●地区班による被災者ニーズ把握に応じて、きめ細やかに物資提供		
		4. 受援体制の確立	ボランティアの受け入れ体制を確立する ボランティアニーズの把握方法を検討する		●ボランティアニーズの把握	●在宅避難者のボランティアの把握 ●避難所支援会議へのボランティア代表者が参加	
		5. 帰宅困難 避難所活用					
避難所の運営	基幹業務	6. 避難所の運営サイクルを確立する	運営実施手順の確立を実施する	●避難所の被害状況確認	●災害対策本部・避難所支援班による避難所の運営管理 ●避難所運営会議(定例)を実施する	●地区班による被災者ニーズ把握に応じて、きめ細やかに物資提供	
		7. 情報の取得・管理・共有	情報取得手段を確保する 外部向けの広報活動を実施する 外部向けの広報手段を確保する 内部向けの情報共有を実施する 内部向けの情報共有手段を確保する	●避難所の周りの危険・被害を周知する	●避難者の安否照会対応(外部からの問合せ) ●避難所の開設状況を周知する ●災害対策本部への情報周知	●携帯電話・スマホの充電手段確保 ●ライフラインの復旧情報の確認・提供 ●内部への情報周知 ●マスコミ対策 ●各避難所の要請集約・協定先、都道府県等への要請	
		8. 食料・物資管理	物資の受け入れ体制を整備する 食料等の確保を実施する	●備蓄物資の活用、飲料水の確保 ●備蓄物資の配布	●必要食数の報告 ●特別食	●物資受け入れ環境の整備 ●事前想定に応じて備蓄物資を配布(PUSH型での対応。都道府県との連携。)	●個人からの支援物資の取り扱い協議 ●物資・食料の分配における避難所格差の解消
		9. トイレの確保・管理		●トイレの被害状況の把握 ●既設便座と個室に携帯トイレ設置する ●使用後の便袋の保管場所を確保する	●携帯・簡易トイレの活用、仮設トイレの発注 ●手を洗う/拭く環境を整備する ●トイレトーパーを確保する ●配慮事項をふまえた衛生管理 ●履物をわける(トイレ用、外用、室内用が理想)	●トイレを清潔に保つ体制を整備する(仮設トイレの設置に合わせる) ●トイレの特別ニーズ対応 ●自主運営による衛生的なトイレ環境の維持(清掃等)	
		10. 衛生的な環境の維持		●避難段階での汚染への対応 ●手洗い方法の周知徹底	●おむつ ●食中毒	●トイレの清掃用品の確保 ●ゴミの管理 ●ハエ・蚊等の害虫対策	●トイレの衛生的な管理、汚物の回収
	健康管理	11. 避難者の健康管理	避難者の健康管理シートの作成 医師、看護師等専門職との連絡体制の強化	●感染症への対応(感染症の予防) (インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒)	●けがによって破傷風を発症する ●持病への対応(持病の悪化防止)	●医師・看護師等専門職の巡回・派遣体制の確保 ●健康相談窓口の確保(健康相談・管理)	
		12. 寝床	寝床の改善を検討する	●毛布の配布	●段ボールベッド等寝床の改善		
		13. 衣類				●季節に合った衣類の確保	
		14. 入浴				●入浴対策を検討する	
		15. 配慮が必要な方への対応	配慮が必要な方への対応を実施検討する 避難者の滞在可能性の検討を実施する	●配慮が必要な人の把握	●避難者同士の見守り体制を確保する ●女性特有の物資(生理用品等)の確保 ●外国語の対応	●入院の検討 ●福祉避難所へ移動・専門施設への入所を検討	
ニーズへの対応	要配慮	16. 女性・子どもへの配慮	女性の活躍環境、意見反映の場を確保する		●授乳室/スペースの設置 ●安心して話せる場所の確保	●家庭ニーズの積極的な掘り出し	
		17. 防犯対策	避難所・地域の防犯対策を実施する	●自衛(夜間一人では行動しない)	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設	
	18. ペットへの対応	ペットの滞在ルールを確立を検討する					
避難所の解消	19. 避難所の解消に向けて	ライフライン等事業者との連絡体制強化 被災者台帳の作成準備			●避難所以降の落ち着き先意向調査 ●学校の場合授業再開に向けた話し合い ●避難所の解消日を検討・周知		

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の市町村によって異なる

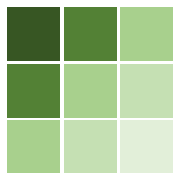
「避難所の運営・管理」のための業務項目別 連携協働体制（案）

役割分担凡例：
 ★主担当 ◎担当 ○支援 ◆協働先

大項目	中項目	項目	市町村災害対策本部・避難所支援班																	各避難所の運営本部													
			防災担当	福祉総括担当	災害救助法所管担当	障害者担当	高齢者担当	母子・乳児担当	外国人担当	男女共同参画担当	保健担当	医療担当	上水道担当	し尿処理（トイレ）担当	下水道・浄化槽担当	衛生（ゴミ処理）担当	ペット対策担当	商工担当（物資担当）	防犯担当	ボランティア担当	営繕・建築担当	教育委員会（施設の事務局）	施設管理者	避難所派遣職員	他自治体からの応援職員	都道府県	警察	避難者（在避難所）	地域住民（支援者）	医療・福祉事業者等	NPO・ボランティア	社会福祉協議会（災害ボランティア本部）	
運営体制の確立	平時にやるべき業務	1 避難所運営体制の確立	★	★	○	○	○	○	○	◎	◎		◎	○	◎		○	○	◎		○	★	◎		○	○		◆	◆	◆	◆		
		2 避難所の指定	★	○					○	○	○	○						○		○		○	○		○				◆	◆	◆		
		3 初動の具体的な事前想定	★	○					○	○	○	○						○		○	○	◎	○	★				◆		◆	◆		
		4 受援体制の確立	★	◎					○	○									★				○	★	○	○		★	◆		★	★	
		5 帰宅困難者・在宅避難者対策	★	○					○	○																○	○						
避難所の運営	避難所運営の基幹業務	6 避難所の運営サイクルを確立する	◎	★	○	○	○	○	○	○	○						○		○		◎	★	★	○			★	★		◆	◆		
		7 避難所に係る情報の取得、管理、共有活動	★	○	○	○	○	○	○													○	○	★	○	○		◆	◆		◆	◆	
		8 食料・物資の確保を実施する	○	○				○	○			○						★					○	◎	○	○		★	◆		◆	◆	
		9 トイレの確保・管理	◎		○	○	○	○	○	○	◎		○	★	★	◎		○	○		○	○	◎	◎				★	◆		◆		
	健康管理	10 衛生的な環境の維持	◎		○						★	○	○	◎	◎	○	○	○				◎	○	○	○		★	◆	◆	◆	◆		
		11 避難者の健康管理	○		○			○	○	○	★	★					○						○		○	○		◆		◆	◆	◆	
	よりよい環境	12 寝床の改善			○		○				○	○						○												★			
		13 衣類			○						○	○						★													◆		
	要配慮	14 入浴		○	○						○	○						★								○						◆	
		15 配慮が必要な方への対応	○	★	○	★	★	★	○	○	○	○						○	○	○	○	○	○			○		★	◆	◆	◆	◆	
安心安全	16 女性・子ども		★		○		★			○	○								○			○			○		★	◆	◆	◆	◆		
	17 防犯	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	★	★	○	○	○	○	★		○	○	★	◆		◆	◆	
解消	18 ペット															★						○	○				★			◆	◆		
		19 生活再建支援情報 避難所の解消	★	★		○		○	○		○						○	◎				○	◎	○	○		★	◆			◆	◆	

注意事項

- 大規模災害時の市町村災害対策本部の業務の中で、避難所運営に関連する業務を19項目に分けて記載しました。市町村の規模・組織構成等に応じて、担当欄・役割分担等を修正し使用してください。
- 市町村災害対策本部の担当は、市町村の通常業務の担当者をイメージしています。これは、災害対策本部設置時の所掌事務で担当を割り振ろうとすると、平常時に用意しておくべき帳票の作成や管理などを、各担当職員が自分の役割として認識できない恐れがあるためです。
- 各項目に、主担当、担当、支援に分けて記載することにより、その業務を行うためには、多数の部署（担当）が関わることが一目でわかります。また、支援担当となった担当は何を支援するべきかを考え、行動することも可能となります。



I 運営体制の確立

（1）平時にやるべき業務

1. 避難所の運営体制を確立

ポイント

**平時より部局横断の取り組みが肝要**

解説

平時においては、災害対策本部体制が立ち上がっていないため、避難所の対応策は防災担当に一任されているのが現状です。避難所生活は住民が主体となって行うべきものですが、その運営をバックアップする体制の確立は、市町村の災害対応業務の根幹の一つと言えます。全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけでなく、要配慮者担当などの関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にしたうえで、いざとなった時に備えるべきです。

質の向上を目指すには

防災部局、福祉部局（要配慮者対応）のみで、避難所の運営に係る課題を考えることでは、避難所の「質の向上」は望めません。トイレをとってみても、上下水道、廃棄物、施設営繕、くみ取り、清掃等、様々な部署の参画が必要です。また、避難者の健康維持を考えると、行政職員だけではその支援は不十分です。「医療・保健・福祉」の専門機能団体との連携を行いましょう。また、避難者の生活を支えるためには、避難者の要望・希望に沿った支援を行ってくれるボランティア・NPO 団体との協働も不可欠です。普段から顔の見える関係づくりを行いましょう。



チェックリスト

1. 避難所運営体制の確立

枝番	活動内容	準備段階	初動	応急	復旧	★主担当 ◎担当 ○支援	指示したか	確認したか	情報の入手元や 伝達先等
対策項目1 災害対策本部・避難所支援班を確保する									
1-1	庁内メンバー（防災、福祉、上下水道、・・・別表〇〇）の選定を実施する	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	庁外メンバー（社協、NPO・・・）の選定を実施する	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	災害対策本部内で避難所対策会議を実施する			◎		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	避難所対策会議には、必要に応じてNPO、ボランティア等の代表の参画の呼びかけを実施する			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目2 各避難所で避難所運営委員会を設置する									
2-1	各避難所に避難所運営委員会の確立を実施する	◎				防災、福祉総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	避難者の代表、施設管理者、避難所派遣職員等で避難所運営委員会の体制を実施する	◎				防災、福祉総括、保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	女性がリーダーシップを発揮しやすい体制を確立する			○		避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	避難所運営委員会で定期的な会議を実施する			○		避難所運営委員会			
2-5	運営会議には、必要に応じてNPO、ボランティア等の支援者の参画の呼びかけを実施する			◎		避難所運営委員会			
2-6	行政職員の応援要請を実施する			○		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目3 各避難所派遣職員が本部への連絡体制を確立する									
3-1	災害対策本部との連絡（通信）手段の習熟を実施する	◎				避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	避難所派遣職員の配備状況の報告を実施する		◎			避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	被害状況・避難者人数の把握、本部への報告を実施する		○			避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	災害対策本部・避難所支援班との連絡方法を確保する			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-5	避難所の状況・物資要請等定時報告を実施する			○		避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

対策項目4 各避難所派遣職員の避難所内基本業務を確立する							
4-1	避難所内の避難者人数の把握を実施する			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-2	避難所の必要食事数の把握を実施する			◎	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-3	避難所のトイレの状況把握を実施する			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-4	避難所内の情報管理・発信を実施する			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-5	災害ボランティア本部（社会福祉協議会）への派遣要請・調整を実施する	◎		◎	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-6	避難所派遣職員間の引継ぎ体制を確立する			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 避難所の指定

ポイント

**被害想定に基づき、災害種別ごとに安全な避難所を指定**

解説

避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて注意深く手続きを進める必要があります。水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、海沿いに避難所を設けないことを基本原則に、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すべきです。また、避難者数の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があることと想定しておくことも重要です。災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておきましょう。

質の向上を目指すには

指定避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水の確保の他、災害用トイレやその他必要物資等については、どのように物資を送り届けるかを入念に計画・準備する必要があります。また、洪水や津波、または土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にするなど、被害を受けにくい場所への備蓄に注意を払うべきです。貴重な備蓄資源が真っ先に被害にあうといった状況を避けなければなりません。

3. 初動の具体的な事前想定

ポイント

**避難所業務には事前の備えが絶対的に不可欠**

解説

いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルや書式などを事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要があります。また、初動では、避難所から物資の要請を実施することは現実的には困難な場合が多くなりますから、プッシュ型でまずは最低限必要と思われる物資を避難所に送る体制を構築しておかなければなりません。また、災害用トイレの確保・配置の計画を事前に準備する必要があります。

質の向上を目指すには

東日本大震災時の物資供給の教訓として、物資集積拠点の不足等により円滑な輸送活動ができなかったことから、物資集積拠点の計画的配置、確保が必要とされ、また、物資集積拠点での在庫・配送管理が不十分であったことから、物資集積拠点での一連の流れを機能させるため民間事業者の協力や業務の委託等が必要であるとされています。さらに、発災直後、被災地からの要請がなくても国や他の地方公共団体が物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を円滑かつ確実にを行う体制を構築することが必要です。

4. 受援体制の確立

ポイント

**地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定**

解説

避難所は、被災者が一定期間生活を送る場所であるため、避難所を運営するための体制の確立が求められます。原則的には「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」ことが求められます。発災後の運営体制をいち早く確立し円滑な運営につなげるためには、市町村が地域に働きかけ、地域と一体となって避難所運営マニュアルの作成や、避難所運営訓練などを通じて、地域が主体となって避難所を運営していくことを周知・啓発しておきましょう。その際、女性の視点を取り入れることにより、より具体的な意見の反映が期待できます。

質の向上を目指すには

市町村職員、一般ボランティア、NPOに加え、保健・福祉の関係者のほか、可能な限り警察や医療従事者等が支援者となって、地域を支える必要があります。災害時の避難所には、全国から災害ボランティアやNPOなどの支援者が応援に駆けつけます。地域住民や市町村の職員では気づかないことなど、過去の災害の経験から知識と労力を提供してくれるありがたい存在です。むやみに排除するのではなく、連携の道を探ることが結果的には被災地域の為になることを理解しましょう。地域とボランティアとのパイプ役を市町村の職員が積極的に担うと共に、避難所及び被災地の状況について情報の共有に努めましょう。

5. 帰宅困難者・在宅避難者対応

ポイント

**避難者は避難所の外にも存在する**

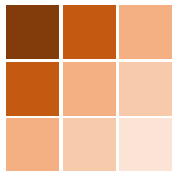
解説

平時に行うべき備えにおいては、地域で被災し、避難所へと避難してくる住民への対応が重要であることはもちろんですが、帰宅困難者（勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者）や在宅避難者（被災者の中で「避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている」もしくは「たとえ自宅に大きな被害がなくとも、ライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている被災者」）の対応拠点としても、避難所は機能しなければなりません。地域特性に応じて、起こるべき事態を想定し、できるだけ事前準備につとめましょう。

質の向上を目指すには

帰宅困難者は、住民サービスの範疇を超えて、他市町村からの通勤・通学者、観光客などが多く含まれます。市町村内に事業者や学校等、外からの通勤・通学者を多く有する組織には、組織内のそなえの充実を呼びかけ、構成員の帰宅困難者対策をお願いし、避難所への帰宅困難者の流入に努めましょう。

在宅避難者は、阪神・淡路大震災の被害・影響が大きかった地域では約6割弱の人々が、自宅での避難生活を余儀なくされており、ピーク時（1か月半後）においては、避難所に暮らす避難者数の約2倍強の在宅避難者が食事を求めて、避難所を訪れています。在宅においても、被災をした家屋やライフラインが途絶した中で、不自由な「避難生活」を送っている人がおり、災害対応の対象であることを忘れてはなりません。避難所は、在宅避難者対応の拠点としての役割も期待されています。



II 避難所運営の基幹業務

1. 避難所運営の基幹業務

6. 避難所の運営サイクルを確立

ポイント



実動訓練で避難所の運営を経験

解説

災害が発生し、避難所を開設するにあたっては、最初に施設の被害状況を確認したうえで、避難者を受入れられる状態か否かを確認する必要があります。次に、災害対策本部では、各避難所の被害状況・避難者人数の把握を的確に行い、域内の避難所数に不足が無いかを判断することになります。そこで、災害時にいち早く避難所の運営サイクルを確立するため、避難者の受付・名簿の作成について実動訓練を行い、個人情報保護法と災害時の安否確認対策についても知識の共有の機会をつくりましょう。

質の向上の実現のために

避難所ではいったん被災者が流入し「場所取り」が始まってしまうと、その人たちを再び再配置することは大変に難しいのが現実です。要配慮者の落ち着き場所も確保したいところですが、事前に何も決まっていないと、確保することはできません。平時に避難所の空間配置地図をつくり、施設管理者、地域住民、行政等で共有しておくことが重要です。必要とあれば、エリア分けを示す看板を作成する等工夫しましょう。



チェックリスト

6. 避難所運営サイクルの確立

枝番	活動内容	準備段階	初動	応急	復旧	★主担当 ◎担当 ○支援	指示したか	確認したか	情報の入手元や 伝達先等
対策項目1 災害対策本部・避難所支援班において避難所の運営管理を実施する									
1-1	避難所の被害状況把握を実施する		◎			避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	被害を受けた避難所の応急修理を実施する			○		避難所支援班、営繕建築担当、教育委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	避難所の開設状況の確認を実施する			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	避難所の数が不足していないかの確認を実施する			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	余震等による爆発的避難者数の増加への対応を実施する			○		避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目2 避難所の被害状況確認を実施する									
2-1	施設の構造被害チェックを実施する		○			施設管理者、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	施設の内部被害チェックを実施する		○			施設管理者、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	危険個所のチェックを実施する		◎			施設管理者、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	立入禁止場所の表示を実施する		◎			施設管理者、避難所派遣職員			
2-5	施設の被害チェック結果の本部への報告を実施する		○			施設管理者、避難所派遣職員			
2-6	備蓄品のチェックを実施する			○		施設管理者、避難所派遣職員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-7	ライフラインの被害チェックを実施する			○		施設管理者、避難所派遣職員			

対策項目3 避難所運営会議（定例）を実施する						
3-1	避難所運営の方針決定を実施する			◎	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3-2	方針に基づく各主体の役割分担を実施する			○	避難所運営委員会、NPO・ボランティア等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3-3	運営計画の策定を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3-4	必要物品、資機材の洗い出しを実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3-5	不足物の確保・要請を実施する			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
対策項目4 避難所の運営ルールを確立する						
4-1	避難所の生活ルールの確立を実施する	○		◎	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4-2	避難所の生活ルールの周知、掲示を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4-3	避難所運営日誌を作成する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4-4	避難者のニーズ把握を実施する			◎	避難所運営委員会、保健担当、NPO・ボランティア	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4-5	NPO・ボランティアへの支援要請を実施する			○	避難所派遣職員	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
対策項目5 避難所運営の実施手順の確立を実施する						
5-1	避難者受付（受付簿の作成含む）を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5-2	避難者人数の定期報告を実施する			◎	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5-3	避難者名簿の作成を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5-4	避難者名簿の管理を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5-5	入・退所管理を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5-6	避難者の属性（年齢、性別、特殊ニーズ）把握を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5-7	避難者台帳の作成を実施する			○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

7. 避難所に係る情報の取得、管理、共有活動

ポイント



避難者への情報提供に努める

解説

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まります。運営体制として情報の取得、管理、共有手段について被災の影響による現実の制約をふまえながら対応することが必要になります。このために、市町村は、平時から各避難所に、無線機、衛星携帯電話等の通信設備の整備やそのための予備電源や発電装置の確保や、テレビ、ラジオ、個別受信機等情報入手手段を確保しておきましょう。また、それらを使いこなせる人の養成のために、訓練を定期的に実施しましょう。

質の向上の実現のために

段階的に、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネット等の媒体により、被災者向け「広域情報の収集発信」を行いましょ。可能であれば、避難所にラジオ・テレビ・パソコンを設置し、被災者自らが情報収集できる方法を提供することは、被災者の自律的な再建意欲を高めます。地域の被害情報や復旧情報など様々な情報が、被災者に共有されることで、自然発生的な「避難所間の格差是正」「避難所の集約」「避難所の早期解消」「生活再建」への流れが生まれる効果が期待されます。

8. 食料・物資の確保を実施する

ポイント



プッシュ型から要請型へ物資の確保は重要業務

解説

指定避難所に食料・飲料水等を置いておくスペースが無い場合等は、備蓄品をプッシュ型で配布（初動期において要請がなくとも基本的に必要と思われる物資を供給側から避難所に送り届けること）ができるよう、物資供給計画を作成しておきましょう。

物資供給計画については、事前に流通事業者団体等と協定を結び、物資の調達、輸送、整理・梱包する「物資の拠点」を具体的に確保すること。さらに、各避難所までのルートを確認するとともに、避難所での物資保管場所等を決めておく必要があります。

また、避難所における「食物アレルギー」「介護食」等配慮が必要な者に対応した食料品等の特別ニーズへの対応は、被災者のいのちと健康を守るために必要不可欠です。

質の向上の実現のために

緊急期においてはプッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所被災者の特性や要請に応じて、物資配送を行いましょ。要請がない場合は、ニーズ把握・発信の手段を別途設けることが必要です。併せて、在宅避難者への提供方法も検討しましょ。

飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外に生活に必要な水）の確保についても検討しましょ。トイレの水、清掃用の水、体をふくための水、洗たく用の水など、飲料水以外にも生活には水が必要です。生活用水は要請物資に頼るのではなく、地域で確保することを目指しましょ。

避難生活が長期化すれば暖かい食事の提供や栄養管理についても検討しましょ。できれば、地域やボランティアによる炊き出し等、具体的な方法を事前に考えておきましょ。

9. トイレの確保・管理

ポイント



トイレは人間にとって大切な生理現象

解説

災害用トイレには大きくわけて4種類（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ）あり、それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なります。上下水道・浄化槽の復旧見込みに応じて、災害用トイレの確保に平時から努めましょう。そして、これらを取りまとめ、トイレの確保・配備計画を立てておきましょう。

災害用トイレを確保・配備した後は、トイレの衛生管理が重要なポイントになります。避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になります。衛生的な環境を維持することで、感染症など二次被害を抑制します。感染症や害虫、不快な臭いをできるだけ排除し、快適に利用するために、清掃体制の取り組みを実施しましょう。また衛生環境の維持のために、手洗い水の確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意することも重要です。

質の向上の実現のために

トイレならびにトイレを支えるライフラインが機能停止に陥ると「排尿・排便を行う場所の確保」「便の保管」「便の処分」等の手順の代替手段を確保する必要があります。加えて「衛生環境の保持」「においや環境汚染への配慮」「人間の尊厳の尊重」などを配慮する必要があります。大変な課題です。また、避難所のトイレは、避難所に避難している被災者、在宅避難者、避難所を拠点として活動している災害対応従事者等、様々な人が利用します。平時より、地域と十分に協議し、災害用トイレの確保と管理について、理解と協力を要請することが重要です。

過去の災害においては、トイレ（便器）の数が足りず、衛生環境が悪化しました。快適なトイレ環境の確保のために、発災当初から約50人に1個のトイレを確保できるよう、災害用トイレの備蓄や整備を進めましょう。

また、すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障害者や女性の意見を積極的に取り入れるとともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するよう努めましょう。

(2) 健康管理

10. 衛生的な環境の維持

ポイント



健康維持は衛生への配慮から

解説

ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所では、さまざまな感染症、食中毒などのリスクが高まるため、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む必要があります。衛生対策全般については、特に衛生部局を中心に、危機管理部局、避難所運営責任者がしっかりと連携し、専門的な指導も得ながら万全の体制で取り組んでいけるよう、地域住民やボランティアの協力も得ながら、平時から準備しておくようにしましょう。また、食料（生鮮品、弁当等）の取り扱いには、十分注意し、食中毒の発生を防ぎましょう。

質の向上の実現のために

災害時であってもゴミは分別収集し、決められた集積場所に排出し、防臭・防虫に気を付けましょう。炊き出しをする際には、調理前の消毒を徹底し、衛生的な調理に配慮し、調理する人の体調管理も行う必要があります

11.1. 避難者の健康管理

ポイント



避難者の災害関連死を予防するための健康管理

解説

災害時には、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による被災者の健康チェック・管理などを定期的
に実施しましょう。これらの結果等に気を配りながら、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設
等へ適切に橋渡しできる体制を確保しましょう。

質の向上の実現のために

避難者の健康管理については「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン（厚生労働省）」によれば、以下の項目があげられており、配慮すべき事項は多岐にわたります。しかし、これらの配慮を欠くと、被災者の健康が悪化し、その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。これらの配慮を避難所担当職員だけで実施することは、現実的ではありません。医療・保健・福祉の専門職能者に多角的に避難所の状況をチェックしてもらい、必要な対応については、ボランティア・NPO 団体と協力し、実現しましょう。

- ① 生活・身の回り「居住環境、空調・換気の重要性」「水分・飲料水」「栄養管理」「食中毒予防」「入浴ができない場合」「避難所周りの環境」
- ② 病気の予防「感染症」「粉じん吸入」「慢性疾患の悪化」「エコノミークラス症候群」「生活不活発発病」「熱中症」「低体温症」「口腔衛生管理」「一酸化炭素中毒」「アレルギー疾患の悪化」「健康診査等」「救急受診体制」
- ③ こころの健康保持
- ④ ライフステージ等に応じた留意事項「妊婦、産後間もないお母さんと乳幼児」「子ども」「高齢者」「慢性疾患」

12. 寝床の改善

ポイント



継続的な避難者には、簡易ベッドの確保を目指す

解説

災害やその避難生活による環境では、狭い避難所での寝泊りが続くことやストレスなどにより、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こす可能性があります。その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。寝床については、初動は毛布や通気を確保するなど、寒さ暑さの緩和につとめ、次いで、マットや段ボール仕様等の簡易ベッドの導入を目指しましょう。これは、床に長期的に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃などを吸い込むことによる健康被害も心配されるからです。

質の向上の実現のために

エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のため、定期的に体を動かす、弾性ストッキング（エコノミークラス症候群を防止するためのくつ下）を導入する等、寝床の充実とあわせて健康被害の抑制に努めましょう。また、生活不活発防止のためにも、立ち上がりやすいベッドの導入は効果的です。

（3）よりよい環境

13. 衣類

ポイント



自立して衣類を確保できる環境を目指す

解説

着の身着のまま避難してきた被災者に対しては、衣類の配慮を行いましょう。下着の確保に始まり、その他、衣類の確保、状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整えることを目指しましょう。

質の向上の実現のために

善意から「古着」等が避難所に送られてくることありますが、衛生状態がわからなかったり、サイズがそろわなかったりと、現実的には活用できないことが多くなっています。自宅等の被災により衣服が持ち出せない、地域では購入できない状況の場合は、自治体での購入もやむを得ない対応です。また、過去の被災地では、衣料品販売事業者からの寄付に助けられた事例もあります。

14. 入浴

ポイント

**入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり****解説**

特に水害などで汚水に侵された場合などは、感染症等の予防の為にシャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮しましょう。

質の向上の実現のために

仮設風呂等については、物理的な制約もあり、必ずしも脆弱性の高い高齢者などには適しません。高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用、輸送手段等の手配（バス）、入浴支援者の確保が必要になります。

（4）要配慮者

15. 配慮が必要な方への対応

ポイント



脆弱性の高い人々への配慮を欠かさない

解説

避難所において配慮が必要な方、例えば高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方等の体調が悪くならないように、スペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが重要です。

また、外国人への配慮を含め、避難所の関係者間で、要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、体調管理を継続的に把握し、必要とあれば、福祉避難所や専門施設への移動を検討しましょう。

質の向上の実現のために

災害時要配慮者については、緊急期の避難行動支援について、その重要性が認識されているところですが、応急期から生活再建までの避難生活についても、配慮が必要です。その対象は、平時は地域で暮らしている「在宅」者、そして平時から施設で暮らしている「入所」者です。施設が被災をし、機能できなくなってしまうと、暮し続けることができても、ライフラインの途絶等から不自由な暮らしが続き、この方たちもまた「避難生活者」です。このような要配慮者全体の被災状況を念頭におきながら、避難所への資源配分等を考慮する必要があります。

16. 女性・子ども

ポイント



女性や子どもの視点から避難所を考えよう

解説

女性や子どもは特別なニーズを持った存在です。例えば、生理用品や更衣室スペース、授乳室の必要性等、配慮することで、多くの人が安心して過ごすことができる環境が維持できます。災害時であっても、最大限考慮するよう心配りをすることが重要です。また、女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、委員会への女性の参画も促しましょう。具体的には、少なくとも行政の審議会等において一般に目標とされている、委員の3割以上は女性の参画があることが望ましいと考えられます。

質の向上の実現のために

女性は家庭的責任を負っていることも多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養などに関する細かい困りごと・要望や、対応方法に関する知識・経験を、より多く持っている傾向にもあります。しかし、過去の災害時には、女性たちが意見を言う機会が得られませんでした。女性たちが避難所運営の意思決定に加わることができるよう配慮することで、特に高齢者や障害者、子どもたちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることにより、避難所の質の向上につながると期待されます。

（5）安全安心

17. 防犯

ポイント



災害後の治安悪化の傾向は把握に務める

解説

災害時においては、治安の維持が課題の一つとなります。被災地外から窃盗団が入り込むことも、残念ながら珍しいことではないため、消防団・自警団等による地域の見守り体制の強化、警察の巡回要請、女性への性犯罪防止策の検討などが必要となります。

質の向上の実現のために

東日本大震災時に警察が実施した活動には、①生存者の救出・救助、②被災者の避難誘導、③関係道路の交通規制、④避難所等での被災者相談、⑤御遺体の身元確認、⑥生活の安全と秩序の維持、等がありました。地域の正常化に向けて、これらの活動を視野にいれて、連携することが必要です。

18. ペット

ポイント



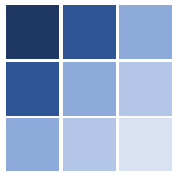
ペット同伴避難のルールづくりを検討

解説

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。避難所のペット対策については、事前にペット同伴避難のルールを決めておくことが重要です。飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ゲージ等を用意する等、具体的な対応を検討しましょう。

質の向上の実現のために

ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮しましょう。



Ⅲ 避難所の解消

1. 避難所の解消に向けて

19. 生活再建支援情報、避難所の解消

ポイント

**被災者の仮住まいへの移行を推進**

解説

地域にライフラインの復旧がもたらされた段階は、避難所の解消の一つの目安となります。避難者に落ち着き先の要望を聞きましょう。できるだけ要望に沿う形で支援をし、避難所を解消することが求められます。避難所はその役目を終え、元の施設としての役割を取り戻すことを目的として解消につとめましょう。

質の向上の実現のために

避難所を出られない被災者には、さまざまな理由があります。避難所を解消するためには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聴きながら解決する姿勢が必要です。過去の被災地においては、避難者数が減少するにつれ、避難所を統廃合したい行政と、暮しなじんだ避難所を離れがたい被災者の間で、あつれきが生まれたこともありました。また、避難所の解消目標期限までに、避難者の落ち着き先が決まらず、ホテル・旅館の借り上げが実施された事例もありました。被災者の立場を考慮したきめの細かい対応を早い段階から準備する必要があります。



チェックリスト

19. 生活再建支援情報、避難所の解消

枝番	活動内容	準備段階	初動	応急	復旧	★主担当 ◎担当 ○支援	指示したか	確認したか	情報の入手元や 伝達先等
対策項目1 避難所生活が長期化した場合の対応を実施する									
1-1	避難者の状態に応じて別の避難所への移動を検討する				○	避難所支援班、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	避難者の状態に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動を検討する				○	避難所支援班、 災害救助法所管担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	住まいの選択肢についての情報提供を実施する				○	住宅部局等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	生活再建支援情報の周知を実施する				○	避難所支援班、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
対策項目2 避難所の解消に向けた話し合いを実施する									
2-1	ライフラインの復旧目安についての周知を実施する				○	避難所支援班、 上水道、下水道・浄化槽担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	退所目途の把握を実施する				◎	避難所支援班、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	避難所以降の落ち着いた先意向調査を実施する				○	避難所支援班、 避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	意向調査の結果に応じて仮設住宅・公営住宅その他住宅等の確保支援を実施する				○	住宅部局等			
2-5	引っ越しの見守りを実施する				○	障害者、高齢者担当			
対策項目3 避難所の解消を検討する									
3-1	施設管理者との事前協議を実施する				○	教育委員会、運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-2	解消の目安を決定を実施する				○	教育委員会、運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3	避難所の解消予定日を内外に周知を実施する				○	運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-4	避難所解消後の在宅者支援体制を確立する				○	避難所支援班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	